

入札後審査方式一般競争入札（総合評価落札方式（施工能力審査型））の共通事項

徳島県企画総務部管財課が発注する建設工事について、入札後審査方式一般競争入札（総合評価落札方式（施工能力審査型））により入札を実施する場合の共通事項は次のとおりである。

1 基本事項

- (1) 設計図書等の熟知
入札参加者は、県が指示した設計図書、現場等を熟知の上、入札するものとする。
- (2) 入札書に記載する金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 工事費内訳書の提出
 - ① 入札に当たっては、紙媒体の入札書及び入札書記載の入札金額に係る工事費内訳書を、入札公告に明示する入札書及び工事費内訳書の提出締切日時までに指定の場所へ提出すること。
 - ② 工事費内訳書は、この入札公告を掲載している徳島県ホームページからダウンロードしたものにより作成すること。
 - ③ ②の要件を満たさない工事費内訳書を提出した者、工事費内訳書の提出がない者、又は異なる案件の工事費内訳書を提出した者の入札は、無効とする。
- (4) 入札保証金
入札保証金の納付は、免除する。
- (5) 入札執行回数
入札執行回数は1回までとし、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札がないときは入札を終了する。
- (6) 開札の立会い
開札は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。なお、入札参加者の立会いは求めないものとする。
- (7) 入札・開札の延期及び中止
 - ① 入札参加者が連合した場合、そのおそれが強い場合、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
 - ② ①の場合等、事情により開札の延期又は中止をした場合は、徳島県ホームページその他適当な手段により、当該入札案件に入札書を提出している入札参加者に対し、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時又は中止する旨を連絡するものとする。

2 入札の失格

次の各号に該当する入札参加者は失格とする。

- (1) 低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る入札を行った者で、次の①又は②のいずれかに該当する者
 - ① 入札金額が以下により算出される失格基準価格（税抜き）を下回る金額である者
失格基準価格（税抜き）＝失格基本価格（税抜き）×ランダム係数
失格基本価格（税抜き）＝（直接工事費×0.9）×0.97＋共通仮設費×0.9＋（直接工事費×0.1＋現場管理費）×0.85＋一般管理費等×0.68
なお、失格基準価格（税抜き）及び失格基本価格（税抜き）は、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。ただし、この算式により算出した失格基本価格（税抜き）が、予定価格（税抜き）の9.2/10を超える場合は、9.2/10を失格基本価格（税抜き）とし、予定価格の7.5/10に満たない場合は予定価格の7.5/10を失格基本価格（税抜き）とする。また、ランダム係数は、別に定める「ランダム係数の抽出について」に基づき算出するものとする。
 - ② 工事費内訳書記載の金額が次のいずれかの基準を満たさない者
 - ア 直接工事費が、設計金額における直接工事費の75パーセント以上
 - イ 共通仮設が、設計金額における共通仮設の70パーセント以上
 - ウ 現場管理費が、設計金額における現場管理費の70パーセント以上
 - エ 一般管理費等が、設計金額における一般管理費等の30パーセント以上
- (2) 開札から落札決定までの間に、配置予定技術者をこの工事に配置できなくなった者
- (3) 開札日の翌日から落札決定までの間に、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱（平成14年4月18日建設第73号。以下「入札参加資格停止措置要綱」という。）に基づく入札参加資格停止を受けた者又は徳島県暴力団排除措置要綱（平成23年3月28日管第100597号）に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置を受けた者

- (4) 入札書に記載の金額と工事費内訳書記載の合計金額（税抜き）が一致しない者

3 入札の無効

徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）第24条に該当する入札又は次の各号に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないと認められた者及び虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 要件を満たさない工事費内訳書を提出した者、工事費内訳書を提出がない者又は異なる案件の工事費内訳書を提出した者のした入札
- (3) 入札参加資格確認資料を持参又は郵送により提出する場合において、入札参加資格審査申請書の提出のない者のした入札
- (4) 記名のない入札
- (5) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (6) 同一事項に対してした2通以上の入札
- (7) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者のした入札
- (8) 入札金額を訂正した入札及び入札の年月日（日付）を誤り、又はその記載のない入札
- (9) 明らかに連合によるものと認められる入札
- (10) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

4 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、入札公告に記載された事項以外に、次の各号に掲げる全ての事項に該当する者であることとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札公告日から開札日までの間に、入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止となっていない者であること。
- (3) 入札公告日から開札日までの間に、徳島県暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。
- (4) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書（入札参加資格審査申請書及び入札参加資格確認資料の提出日前1年7月以内の審査基準日のうち直近のものに係るものに限る。）の写しを提出できる者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始申立てによる手続開始決定日以降に県の入札参加資格に係る再審査を受けており、更生計画の認可が決定した者又は再生計画の認可の決定が確定した者については、この申立てがなされていない者とみなす。
- (6) 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。

5 入札参加資格確認資料等に関する事項

- (1) 入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）

入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出を行う際、次に掲げる書類のうち、入札公告において指定した確認資料を同時に提出すること。

落札候補者に決定された者を除き、原則として、提出された確認資料により審査を行うので、様式等の取り違い、記載漏れ等がないよう注意すること。

なお、審査は申請書等を印刷して行うので、申請書の各ページには、必ず「商号又は名称」を記載すること。記載漏れとなったページにより、参加資格が確認できない場合については、無効、評価基準が確認できない場合については、加算点の算出を行わないものとする。

また、落札候補者となった者は、各様式に記載した内容を証明する資料等を速やかに追加提出しなければならない（提出書類に保険者番号及び被保険者等記号・番号等が記載されている場合は、マスキングを施すこと）。その際の提出の方法は持参のみとし、提出先及び期限については別途連絡する。

- ① 入札参加資格確認票（様式1）

提出後、落札決定までの間に記載した事項のいずれかに変更が生じた場合には、遅滞なくその旨を届け出ること。

- ② 総合評価（施工能力審査型）加算点等算出資料申請書

この申請書により、入札参加資格の確認及び総合評価落札方式における加算点の算出を行うので、入札公告、総合評価に関する事項及び申請書に記載の注意事項等を確認の上、申請すること。

なお、この審査結果をもって、その他の案件又は「主観点数の申請」において記載内容が適正であると認めるものではないので留意すること。

ア 企業の施工実績等

落札候補者となった者は、工事成績評定通知書、ISO等認証・登録証、CORINS登録データ等（又は契約書の写し、仕様書、設計書、図面等）により、評価基準及び入札参加資格が確認できる書類等を速やかに追加提出しなければならない。

イ 配置予定技術者

配置予定技術者については、最大3名まで申請できるが、複数申請した場合には、加算点の最も低い者の評価を採用する。

なお、配置予定技術者の雇用期間が開札日時時点で1年未満の場合には、総合評価における配置予定技術者の評価対象としないので注意すること。

工場製作期間における配置予定技術者を申請した場合を除き、配置予定技術者を変更することは原則として認めない。ただし、この技術者の死亡等の理由による変更については、別紙「主任技術者等の途中交代の取扱いについて」のとおりとする。

また、技術者の専任配置が要件となる場合には、落札決定通知日において、監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として、他の工事に従事している者や、建設業許可業種毎に営業所に配置された全ての専任技術者をこの工事の配置予定技術者とすることはできない。（特記仕様書や現場説明書等に明示された兼務要件を満たす場合を除く。）

ただし、次の i) 又は ii) に該当し、「工事完了誓約書」を提出する場合は、配置予定技術者とすることができる。

i) 専任の主任技術者等又は現場代理人として現在従事している工事が、この入札に係る工事の契約日までに完了※¹する場合（ただし、工事着手日指定契約方式については、発注者が指定する工事着手日※²の前日までに、工事着手日選択契約方式及び任意着手方式については、技術者等の配置を開始する日の前日までに完了※¹する場合とする。）

ii) 専任を要しない主任技術者として現在従事している工事が、この入札に係る工事の工事着手日※²の前日までに完了※¹する場合

※1 「工事の完了」とは、しゅん工検査の完了（ただし、しゅん工検査が契約工期後となる場合は、工期の終期日をもって「工事の完了」と取り扱う。なお、修補工事となる場合はこの限りでない。）をいう。

※2 「工事着手日」とは、工期の始期日以降で実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始することをいう。ただし、工事着手日指定契約方式については、測量を除く。）の初日をいう。また、設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、工期の始期日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

落札候補者となった者は、「現場代理人及び主任技術者等選任（変更）通知書」、「監理技術者補佐選任（変更）通知書」※³、「人員配置計画書」※⁴及び配置予定技術者の資格証明書の写し、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了履歴の写し、健康保険被保険者証の写し等雇用期間が確認できる書類、工事成績評定通知書の写し、技術者台帳（原本）やCORINS登録データ（又は契約書の写し、仕様書、設計書、図面）等、他の工事に従事していないことが確認できる資料（又は、「工事完了誓約書」）等、評価基準及び入札参加資格が確認できる書類等を速やかに追加提出しなければならない。

※3 監理技術者を専任で置くことが必要となる建設工事において、監理技術者補佐を専任で配置し、監理技術者が他工事と兼務する場合に提出が必要となる。

※4 配置技術者を専任で置くことが必要となる建設工事において、情報通信機器を活用し、連絡員を配置する等の一定の要件に合致する工事で、他工事又は営業所技術者と兼務する場合に提出が必要となる。

ウ 地域貢献度

落札候補者となった者は、地域貢献度の実績を証明する書類の写し等により、評価基準が確認できる書類等を速やかに追加提出しなければならない。

なお、地域防災力（機械保有状況）については、稼働する機械のみを評価対象とし、落札候補者の段階においては、その建設機械の写真及び車検証等所有が確認できる書類による確認を行い、契約後に県職員がその機械の稼働状況の確認を行うので、受注者は、稼働状況の確認作業に協力しなければならない。また、契約後、稼働状況の確認ができない場合には、入札参加資格停止措置要綱に基づき入札参加資格停止等になることがある。

エ 配置技術者の施工能力（表彰）

落札候補者となった者は、優良建設技術者表彰の実績を申請した場合、受賞技術者の健康保険被保険者証の写し等受賞技術者との雇用関係が確認できる書類等を速やかに追加提出しなければならない。

③ 総合評定値通知書の写し

落札候補者となった者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書（入札参加資格審査申請書の提出日前1年7月以内のもののうち、直近のもの）の写しを速やかに提出すること。ただし、提出の時点において、直近の決算に係る総合評定値通知書の交付を受けられていない者にあっては、その前の決算に係

る総合評価値通知書の写しを提出すること。又は契約締結予定日までに、総合評価値通知書の有効期間が終了する者にあつては、再度有効な総合評価値通知書の写しを速やかに提出すること。

(2) その他

- ① 資料の作成に係る費用及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- ② 契約担当者は、提出された申請書及び確認資料を、評価値の算定及び入札参加資格の確認以外に入札参加者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び確認資料は、原則として返却しない。
- ④ 提出期間終了後は、申請書及び確認資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち有効な入札を行った者が1者の場合（以下「**有効な入札を行った者が1者の場合**」という。）は、評価基準が確認できる書類等の提出は求めない。

6 落札者の決定等に関する事項

(1) 落札候補者の決定方法等

- ① 開札時には、落札者の決定を保留し、開札を終了する。
- ② 開札終了後、予定価格の制限の範囲内で入札を行った全ての入札参加者について、提出された申請書及び確認資料に基づき、入札参加資格要件（以下「**参加資格要件**」という。）の審査及び評価値の算定を行うものとする。ただし、無効又は失格となった者並びに有効な入札を行った者が1者の場合については、評価値の算定は行わない。
評価値の算定法は、「総合評価に関する事項」に示すとおりである。
- ③ ②の参加資格要件の審査及び評価値の算定は、原則として、開札日の翌日から起算して**3日以内**（県の休日（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。）に行うこととし、この時点で参加資格要件を満たし、かつ、得られた評価値の最も高い者を落札候補者として決定する。ただし、有効な入札を行った者が1者の場合は、参加資格要件を満たす者を落札候補者として決定する。
なお、入札参加者が**4**に掲げる事項のいずれかに該当しなくなった場合には、入札を無効とする。
また、落札候補者となる同じ評価値の者が2者以上ある場合には、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札候補者を決定するものとする。
- ④ 落札候補者を決定した場合、全ての入札参加者に対して、落札候補者の決定を通知するとともに、落札候補者に対して、電話連絡を行うものとする。
- ⑤ (2)の①の審査の結果、落札候補者が参加資格要件を満たしていないことを確認した場合、又は落札候補者の評価値に修正が生じ、他の者の評価値よりも低くなることを確認した場合、改めて評価値の最も高い者を落札候補者として決定する。

(2) 落札者の決定方法等

- ① (1)により落札候補者に決定された者に対して、電話連絡等により**5**の(1)に掲げる追加書類の提出を求め、この書類により審査を行う。また、「開札日の翌日から落札候補決定日の前日までの期間」に連続休暇期間を挟んでいる場合は、連続休暇期間中の平日及び連続休暇期間の前後において、**3日**（県が作業を行う日）以内の日数を確保するものとする。
なお、入札参加者が**4**に掲げる事項のいずれかに該当しなくなった場合には、入札を無効とする。
- ② ①の審査の結果、落札候補者が参加資格要件を満たし、かつ、評価値が最も高いことが確認されたとき、この落札候補者を落札者として決定する。ただし、有効な入札を行った者が1者の場合は、参加資格要件を満たす者を落札者として決定する。
なお、落札者となるべき者の入札金額によっては、その者によりこの契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札を行った他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
- ③ ①の審査及び②の落札者の決定は、原則として、落札候補者の決定の日の翌日から起算して**2日以内**（県の休日を除く。）に行う。ただし、低入札価格調査制度に基づく調査を実施する場合には、原則として、落札候補者の決定の日から起算して**10日以内**（県の休日を除く。）に行うものとする。
- ④ 落札者を決定した場合は、全ての入札参加者に対して、落札者決定の通知を行うとともに、落札者に対して、電話連絡を行うものとする。
- ⑤ 落札者として決定された者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、「建設業法第20条の2第2項に基づく通知書」を提出すること。

7 契約締結手続

- (1) 契約に使用する言語
契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 契約書の作成
契約を証するため、書面により契約書を作成する。ただし、契約書に代えて契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成をもって、当該契約書の作成に代えることができる。
落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して、**7日以内**に契約保証金を納付し、又はその納付に代わる担保を提供し、契約書の案に記名押印又は電子署名を行い契約を結ばなければならない。ただし、連続休暇期間と当該手続きが重複する場合は、連続休暇期間の前後で適切な日数を確保した契約締結日とするように取り扱うものとする。
- (3) 前記(2)の期間は、契約担当者が特別の理由があると認める場合は、これを伸縮することができる。
- (4) 落札者は、前記(2)及び(3)の期間内に契約を結ばないときは、その者の落札はその効力を失う。
- (5) 落札者の決定後、契約を締結するまでの間に、落札者が4に掲げる事項のいずれかに該当しなくなった場合、入札参加資格を喪失した場合、入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止を受けた場合、又は徳島県暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置を受けた場合、契約を締結しないこととする。
- (6) 落札者の決定後、請負契約を締結するまでの間において、配置予定技術者をこの工事に配置することができなくなった場合には、契約を締結しないこととする。ただし、死亡、入院等、やむを得ない場合で配置予定技術者と同等以上の資格及び評価点を有している者と交代可能な場合にはこの限りでない。
- (7) 契約保証金
 - ① 契約に際しては、請負代金額の100分の10以上に相当する契約保証金を納めなければならない。ただし、調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合は、100分の30以上とする。
 - ② 契約保証金の納付方法は、①で定める金額に相当する銀行振出小切手とする。ただし、金融機関の保証又は前払金保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。そのうち、前払金保証事業会社が発行する保証証書については、電磁的方法による取扱いも可能とする。
 - ③ 徳島県契約事務規則第6条第6項に掲げる公共工事履行保証証券の保証又は履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。そのうち、損害保険会社が発行する公共工事の履行保証証券（履行ボンド）および履行保証保険の証券等については、電磁的方法による提出も可能とする。
- (8) 建設業退職金共済証紙の購入
契約に際しては、建設業退職金共済証紙購入証明書を提出すること。
なお、建設業退職金共済証紙購入率は次表のとおりとする。

請負代金額 \ 工事種別	土 木	建 築	設 備
1千万円以上～5千万円未満	3.5／1,000	3.0／1,000	1.9／1,000
5千万円以上～1億円未満	3.1／1,000	2.5／1,000	1.6／1,000
1億円以上～5億円未満	2.3／1,000	2.1／1,000	1.2／1,000

※1：請負代金額は、消費税相当額を含む金額である。

※2：住宅、非住宅の設備は、建築に含まれる。

- (9) 本工事の落札者は、法定外労災保険に加入すること。また、当該入札に係る請負契約締結時には、法定外労災保険の加入証明書等を提出すること。
- (10) 調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合
 - ① 徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則（昭和48年徳島県規則第103号）（以下「契約約款」という。）第51条第2項に定める違約金の額については、請負代金額の10分の3となること。
 - ② 入札公告に記載のこの工事に配置する技術者に加え、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する技術者を1名増員し、この工事現場に専任で配置する必要があること。ただし、共同企業体の場合を除く。
 - ③ 下請業者に対する下請代金の支払状況等について、報告を求め、必要があると認めるときは、その内容についてヒアリングを行うことがあること。

8 支払条件

- (1) 前払金（契約約款第35条第1項関係）
前払金保証事業会社と前払金の保証契約を締結した場合は、請負契約書に定めるところにより、

請負代金額に係る年度毎の当該年度割額の10分の4以内の前払金の支払を請求することができる。ただし、調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合は、10分の2以内とする。

(2) 中間前払金（契約約款第35条第4項関係）

中間前払金の認定を受け、前払金保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結した場合は、請負契約書に定めるところにより、請負代金額に係る年度ごとの当該年度割額の10分の2以内の中間前払金の支払を請求することができる。ただし、部分払との併用は認めない。また、公共工事の中間前金払事務取扱要領（平成15年7月22日建設第459号）の7に該当する場合を除く。なお、中間前金払金に係る保証証書については、電磁的方法による取扱いも可能とする。

(3) その他

契約約款の規定による。

9 参加資格要件を満たしていないと認められた者に対する理由の説明

参加資格要件を満たしていないと認められた者には、入札参加資格不適格通知書を送付する。

参加資格要件を満たしていないとされた者は、徳島県企画総務部管財課長に対して、その理由についての説明を求めることができる。ただし、説明を求める場合は、書面（任意様式）を持参又は郵送により提出しなければならない。

(1) 提出期限

入札参加資格不適格通知書を送付した日の翌日から起算して7日以内（県の休日を除く。）に提出すること。

(2) 提出時間

午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 提出場所

入札公告に明示する「問合せ先」に記載されている場所

(4) 回答

説明を求めた者に対し、(1)の提出期限日の翌日から起算して10日以内（県の休日を除く。）に、書面により回答する。

10 入札に関する事項

(1) 入札の申出

入札に参加する場合は、申請書及び確認資料を、徳島県ホームページに掲載している様式により作成し、封筒の表に「工事名」、「工事箇所」等、所定の事項を記載し、「入札参加資格審査申請書等在中」と朱書きした上で、持参又は郵送（書留又簡易書留に限る。）の方法により提出すること。

ア 提出期限

入札公告に明示する入札参加資格審査申請書等の提出期限

イ 提出場所

入札公告に明示する入札参加資格審査申請書等の提出場所

(2) 入札書及び工事費内訳書の提出

① 入札書及び工事費内訳書は、徳島県ホームページに掲載している様式により作成し、封筒の表に「工事名」、「工事箇所」等、所定の事項を記載し、「入札書・工事費内訳書在中」と朱書きした上で、持参又は郵送（書留又簡易書留に限る。）の方法により提出すること。

ア 提出期限

入札公告に明示する入札書及び工事費内訳書の提出期限

イ 提出場所

入札公告に明示する入札書及び工事費内訳書の提出場所

② 入札参加者は、入札書及び工事費内訳書を提出した後は、その引換え、変更又は取り消しをすることができない。

③ 電子メール又はファクシミリによる入札書及び工事費内訳書の提出は認めない。

11 評価結果の履行確保

(1) 配置予定技術者の履行確保

配置予定技術者を工事途中で交代させたことにより配置予定技術者に係る評価が入札時より低くなる場合には、次の方法により算出される工事成績減点値を工事成績評定点から減点する。ただし、有効な入札を行った者が1者の場合は、工事成績評定点の減点対象から除外する。

○工事成績の減点方法

工事成績減点値＝（A－B）／A×13点

A：入札時の配置予定技術者に対する得点の合計

B：交代した技術者に対する得点の合計（落札決定時での評価）

(2) 生産性向上に資する取組の履行確保

I C T活用を履行しなかった場合には、生産性向上の取組の評価項目に関する得点の合計を工

事成績評定点から減点する。

(3) 県内企業活用の履行確保

県内企業の活用計画を履行しなかった場合には、県内企業活用の評価項目に関する得点の合計を事成績評定点から減点する。

12 その他

(1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札金額を定めなければならない。

(3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(4) 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした場合は、入札参加資格停止措置要綱に基づき入札参加資格停止になることがある。

(5) 設計業務の受託者等

入札公告に記載する「この受託者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。

① この受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

② 代表権を有する役員がこの受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における建設業者

ランダム係数の抽出について

最低制限価格、低入札調査基準価格及び失格基準価格において用いられるランダム（無作為）係数の抽出について、次のとおり定めるものとする。

1 ランダム係数の値

「1.0000～1.0060」の範囲で0.0005刻みの13通りの数値とする。

ランダム係数の値

ランダム係数	1.0000	1.0005	1.0010	1.0015	1.0020	1.0025	1.0030
	1.0035	1.0040	1.0045	1.0050	1.0055	1.0060	

2 ランダム係数の抽出

開札日より以前に、入札執行機関において、くじにより決定するものとする。

契約の適正な履行と品質確保のための現場代理人等の運用について

1 現場代理人等の兼務

低入札価格調査基準価格を下回って契約する工事（以下「低入札工事」という。）において増員する技術者は現場代理人と兼務できない。

2 現場代理人等の運用について

現場代理人等の一般的な運用に関し、この入札公告に記載のないものについては、「徳島県電子入札ホームページ」に公表している「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」によるものとする。

主任技術者等の途中交代の取扱いについて

1 総合評価落札方式における主任技術者等の途中交代について

別紙 1 のとおり

2 別紙 1 における特殊事情の解釈等

(1) 死亡

受注者の提出した医師の診断書等により確認できること。

(2) 入院等

傷病等による入院、妊娠、出産、育児及び介護等を含め、概ね15日以上連続して、業務の執行が不可能であることが、受注者の提出した医師の診断書等により確認できること。ただし、この技術者の現場不在期間の長短にかかわらず、発注者と受注者との協議により全体工期に影響がないと発注者が判断できるときを除く。

なお、発注者は、入院等の場合には、必要に応じて工事の施工を一時中止させることができる。ただし、一時中止に伴う増加費用の負担はしない。

また、受注者は、交代した技術者がこの工事の工期中に職場復帰したときは、入院期間及び休暇期間を証明できる資料を直ちに監督員に提出しなければならない。

(3) 退職

死亡、入院等以外の理由による退職が、受注者の提出した資料により確認できること。

(4) 工期延伸

天災等の不可抗力により工期延伸となった場合又は受注者の責めに帰すことができない事由により工期延伸となった場合をいう。

別紙 1 総合評価落札方式による工事における（配置予定）技術者の特殊事情による交代についての取扱い

1 入札公告から入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という）提出締切までの期間

提出締切日時までに配置予定技術者を変更した申請書を再提出するものとする。

2 申請書締切から入札までの期間

申請した技術者をこの工事に配置させることができないため、入札を辞退しなければならない。
なお、辞退申請書の提出がないときは欠席として扱う。

3 入札から開札までの期間

申請した技術者をこの工事に配置させることができないため、入札を無効とする。

4 開札から落札決定までの期間

申請した技術者をこの工事に配置させることができないため、入札を失格とする。

なお、落札候補者として決定された者は、落札決定の前後で、その後の取扱いが大きく異なるため、申請した技術者を配置させることができないときは、落札候補者決定通知の後、直ちに入札執行機関へ連絡しなければならない。また、入札執行機関は、遅滞なく文書提出を依頼し、その文書を受理するまで落札決定を保留する。

5 落札決定から契約締結までの期間

(1) 死亡、入院等及び工期延伸の場合

イ この入札公告において、「入札に参加する者に必要な資格」として求めている技術者の要件と同等以上の資格（以下「同等以上の資格」という。）及び入札時に配置予定技術者として評価された同等以上の得点（以下「同等以上の評価」という。）を有する者をこの工事に配置できるときは、契約を結ぶことができる。

ロ 上記以外の場合は、契約を結ぶことができない。

なお、いずれの場合においても、不可抗力の事由であるため、落札者に対し、罰則は課さない。

(2) 退職の場合

契約を結ぶことができない。

なお、不可抗力の事由であるため、落札者に対し、罰則は課さない。

（注）上記 1 から 5 については、総合評価落札方式の入札参加申請書の配置予定技術者に 1 名しか記載のない場合である。

6 契約締結以降

(1) 死亡、入院等及び工期延伸の場合

イ 受注者が同等以上の資格を有する者をこの工事に配置できるときは、この技術者を配置させることで、契約を継続する。

ただし、この技術者が開札時点で同等以上の評価を有しないときは、次の方法により工事成績評定点を減点する。

また、受注者が 1 か月以内に同等以上の資格を有する者を直接雇用したときは、同様に扱う。

なお、新たに雇用する技術者は、専任を要する場合においても、特殊事情における例外的な扱いとして、受注者との 3 か月以上の恒常的雇用関係を要しない。

— 工事成績評定における減点方法（式1） —

工事成績評定点の減点値＝（A－B）／A×13点

- ・総合評価における当初技術者の評価点 A
- ・変更技術者の落札決定時における評価点 B
- ・減点値は小数第1位（小数第2位四捨五入）止めとする

ロ 受注者が1か月以内に同等以上の資格を有する者を直接雇用できる見込みがなく、1か月以内に同等以上の資格を有する者をこの工事に配置できないときは、徳島県公共工事標準請負契約約款第60条に基づく協議により、この**契約を終了**し、出来高部分等を精算する。

(2) 退職の場合

イ 受注者が同等以上の資格を有する者をこの工事に配置できるときは、この技術者を配置させることで、**契約を継続**する。

ただし、この技術者が開札時点での同等以上の評価を有しないときは、**1回の入札参加資格制限**及び式1の方法により**工事成績評定点を減点**する。

ロ 同等以上の資格を有する者をこの工事に配置できないときは、工事続行不能の取扱いとし、徳島県公共工事標準請負契約約款第44条第1項第4号に基づき**契約を解除**し、出来高部分等を精算する。また、**2回の入札参加資格制限**及び徳島県公共工事標準請負契約約款第51条第2項に基づき請負代金額の10分の1（予定価格が10億円以上の工事及び低入札工事の請負契約にあっては、10分の3）に相当する額を**違約金**として徴収する。

競争契約入札心得（最終改正令和6年4月1日）

（目 的）

第1 建設工事等の一般競争入札及び指名競争入札を行う場合において、入札参加者は地方自治法（昭和22年法律第67号）、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号。以下「規則」という。）その他法令を遵守するほか、この心得の定めによるものとする。

（入札に関する留意事項）

- 第2 入札参加者は、県が指示した設計図書、現場等を熟知の上、入札するものとする。
- 2 入札書は、様式1により作成し封かんの上、入札参加者の氏名を表記し、指定された時刻までに入札箱に投入しなければならない。ただし、電子入札システムによる入札の場合は、入札書締切日時までに提出しなければならない。
- 3 入札参加者は、入札書を一旦入札箱に投入した後は（電子入札システムによる入札の場合は、一度提出した後は）、その引換え、変更又は取り消しをすることができない。
- 4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を入札執行前に提出し、その代理人の名において入札するものとする。この場合において、代理人の身分証明書（市町村長発行）は、不要とする。
- 5 代理人が入札する場合の記入例

代理人の場合

住 所
商号又は名称
代表者 氏名
代理人 氏名

復代理人の場合

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏名
代 理 人 住所
商号又は名称
氏名
復代理人 氏名

（入札の辞退）

- 第2の2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
- （1） 入札執行前にあつては、入札辞退届（様式2）を入札担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
- （2） 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- 3 電子入札システムによる入札の場合は、入札書提出締切日時までに、入札書提出前に限り辞退届を提出することができる。
- 4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。ただし、公正な入札の確保を妨げた者若しくは、疑いのある者はこの限りでない。

（公正な入札の確保）

- 第3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

- 第4 入札参加者が連合した場合、そのおそれが強い場合、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 2 入札参加者が1人のみとなった場合には、当該入札を取りやめることがある。

（当該入札が無効となる事項）

- 第5 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- （1） 記名のない入札（電子入札による場合は、電子認証書を取得していない者のした入札）
- （2） 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- （3） 同一事項に対してした2通以上の入札
- （4） 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- （5） 委任状を持参しない代理人が行った入札
- （6） 入札金額を訂正した入札及び入札の年月日（日付）を誤り、又はその記載のない入札
- （7） 明らかに連合によるものと認められる入札
- （8） 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

（契約の締結）

- 第6 落札者は、契約書の案に記名捺印し、落札決定の通知を受けた日から起算して、7日（業務委託契約においては、5日）以内に、契約金額の10分の1（予定価格が10億円以上の建設工事にあつては、10分の3）以上の契約保証金を納付し、又はその納付に代わる担保を提供して契約を結ばなければならない。（建設工事においては設計金額が500万円未満のとき、業務委託においては設計金額が2,000万円未満のときは、契約保証金の納付又はその納付に代わる担保の提供を免除する場合がある。）
- 2 前項の期間は、契約担当者が特別の理由があると認める場合においては、これを伸縮することができる。
- 3 落札者は、前2項の期間内に契約を結ばないときは、その者の落札はその効力を失う。
- 4 落札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当と認められるときは、当該落札者決定を取り消すことがある。

- 5 第1項の契約保証金に代えて、前払金保証事業会社が発行する保証証書については、電磁的取扱いも可能とする。また、損害保険会社が発行する公共工事の履行保証証券及び履行保証保険の証券等については、電磁的方法による提出も可能とする。

（前金払の特約）

- 第7 請負金額及び受託金額が100万円以上である場合は、契約締結時に、申出により10分の4以内（業務委託にあつては10分の3以内）の前金払をすることができる。ただし、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）の規定による保証事業会社の保証がない場合は、前金払をしない。
- 2 請負金額が100万円以上の工事である場合は、前項の規定による前金払をした後、申し出により10分の2以内の中間前金払をすることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。